

# 熱海市にワーケーション施設、オフサイトミーティング施設、 コワーキングスペース、サテライトオフィスを開設しませんか？ 《 熱海市ワーケーション施設等整備促進事業費補助金のご案内 》

コロナ禍の今、企業等において多様な働き方や新しい働き方に対する取り組みが大きく広がっています。熱海市では、「首都圏から近い」「豊富な温泉」「素晴らしい景観」などの地域資源を活用して、関係人口の創出、地域経済の発展、産業の多角化を図ることを目的に、**ワーケーション、オフサイトミーティング、コワーキングスペースとして市内外の企業等が広く利用できる施設の設置**や、**市外の企業等のサテライトオフィスの進出**を促進するため、企業等（法人・個人事業者）を対象に、ワーケーション施設等整備促進事業費補助金制度を創設しました。

## 《 ことばの定義 》

- ①ワーケーション：情報通信技術を活用し、職場や居住地から離れて、リゾート地などで普段の仕事を続けながら、その地域ならではの活動を行うこと
- ②オフサイトミーティング：企業などにおいて活発な議論を促すため、勤務地以外の場所に滞在し、その地域ならではの環境で集中的に会議などを行うこと
- ③コワーキングスペース：働く人や学生など様々な方が、机・イス・ネットワーク設備・会議室など実務に必要な設備を共有しながら、仕事や交流ができる場所のこと
- ④サテライトオフィス：企業などで働く方が、主たる拠点から離れて遠隔勤務ができるよう、通信環境などが整備された施設のこと

例えば……このようなことをお考えの事業者の皆様にご活用いただける制度です！

下記のように様々なケースが考えられます。ぜひご相談ください！

- ・ホテルの客室をワーケーション向けの施設として改修し、新しい客層を開拓してみようかな……。
- ・会社の余剰スペースを有効活用し、コワーキングスペースとして広く開放してみようかな……。
- ・新規事業として熱海市内の物件を賃借、購入して、企業向けのワーケーション施設を運営してみようかな……。
- ・旅館の大広間をオフサイトミーティングができる場所として改修し、様々な会議を誘致してみようかな……。
- ・東京の会社だが伊豆地域での営業が多いので、効率性を考え、熱海にサテライトオフィスを設置してみようかな……。

## 補助制度の概要

### 【補助対象者】

- ① **ワーケーション、オフサイトミーティング、コワーキングスペースとして企業等が広く利用可能な施設**を熱海市内に新たに整備しようとする**市内または市外の企業等**（法人または個人事業主）
- ② **サテライトオフィス**を熱海市内に新たに開設しようとする**市外の企業等**（法人または個人事業主）

### 【補助対象経費】

**施設の整備・開設に必要な改修工事または備品の購入に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額は除く）**

例）改修工事：インターネット環境整備、電気・電話配線工事、照明・空調・セキュリティ関係機器の整備、  
固定式パーテーションの設置 など  
備品購入：机、イス、ソファ、貸出用プロジェクター、スクリーン、移動式パーテーションの購入 など

※下記に掲げる経費は補助対象外です。

- ・すでに開設済の施設の整備に要した経費
- ・補助金の交付決定前に着手した改修工事または購入した備品に係る経費
- ・不動産の取得、または賃借に要する経費
- ・補助対象者が通常の業務活動に使用する、または居住用に使用するなど、本補助制度の目的に直接関連がないと認められる経費
- ・機器使用料、通信料、リース料、保険料、光熱水費、その他設備等の使用または維持管理に要する経費
- ・補助対象経費以外の経費と混同して支払いがなされ、その区別が困難な経費
- ・政治または宗教を主たる目的とした活動にもつぱら使用される設備等に係る経費

### 【補助金の額】

**補助対象経費の2/3以内（1,000円未満の端数は切り捨て） 最大1,000万円**

※国、または他の地方公共団体の同種の補助金の交付を受けた場合は、その額を控除します。

### 【補助条件】

**年度内（令和3年3月31日）までに改修工事が完了（代金の支払いを含む）することが前提です。**

- ①納期が到来した市町村税等を完納していること（徴収猶予に係るものは除く）
- ②施設等を3年以上運用することが誓約できること

※開設後3年間は、熱海市が1年ごとに運営状況、利用状況等のヒアリングを行います

《ワーケーション、オフサイトミーティング、コワーキングスペースとして利用可能な施設を整備する場合》

- ③整備する物件を所有し、または賃借していること

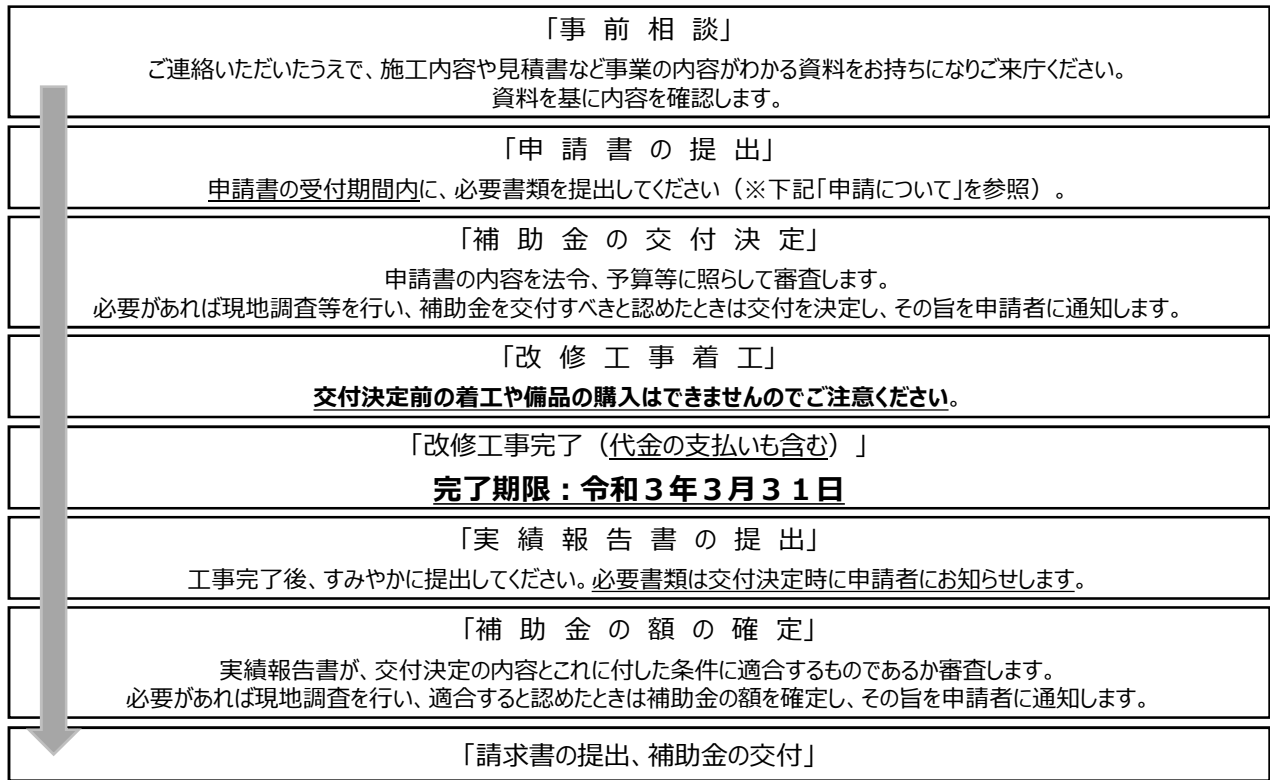
《サテライトオフィスを開設する場合》

- ④熱海市内に事務所、事業所、店舗等を設置していないこと

## 補助制度を利用する際の手続きの流れ

本補助制度に係る手続きの基本的な流れです。

制度の利用をお考えの企業等の皆様、**事業の着手前にまずはお問い合わせください！**



## 申請について

【必要書類】 ※指定様式は熱海市役所公式ホームページ <https://www.city.atami.lg.jp> からダウンロードできます

- ①補助金等交付申請書（※指定様式）
- ②収支予算書（※指定様式）
- ③事業計画書（※指定様式）
- ④誓約書兼同意書（※指定様式）
- ⑤整備に要する経費の見積書の写し
- ⑥整備を行う物件の位置図
- ⑦整備を行う物件の設計図
- ⑧整備を行う物件の現況写真
- ⑨《物件を賃借して整備する場合》整備を行う物件の所有者の整備同意書（※任意書式）及び当該物件の賃貸借契約書の写し
- ⑩《申請者自らが有する物件を整備する場合》整備を行う物件の所有者を明らかにする書類（※不動産登記簿など）
- ⑪購入する備品の仕様がわかる製品カタログ等の写し
- ⑫履歴事項全部証明書または個人事業の開業届出書等の申請者が現に事業を行っていることがわかる書類の写し
- ⑬申請者が市町村税等を完納していることを証する書類（※市区町村税の完納証明書、または納期が到来した税に未納がないことと証明書など、法人の所在地、または個人の住所地の市区町村役場で取得してください）

### 【受付期間】

随時受付を行います。予算の都合上、事前の告知なく締め切る場合があります。

### 【提出先】

**熱海市役所 観光経済課 産業振興室（第1庁舎3階）に持参**してください。（郵送不可）

## その他の注意事項

- 最終的な補助金の額は、交付決定されて事業が完了した後に、申請者から提出される実績報告書の内容を審査し、補助対象経費として認められたものの合計額に補助率を乗じて確定します。必ずしも交付決定額の全額が交付されるものではありません。
- 補助金を目的外に使用するなどした場合は、交付決定を取り消し、返還していただくことがあります。
- 本補助制度により改修した建物または購入した備品の処分等には市長の承認が必要です。ただし「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数等に相当する期間を経過した場合は、この限りではありません。

## 【お問い合わせ】

熱海市役所 観光経済課 産業振興室 〒413-8550 静岡県熱海市中央町1番1号  
電話：0557-86-6203・6204 FAX：0557-86-6199  
E-mail：sangyoshinko@city.atami.shizuoka.jp